

平成29年度ボランティア体験事業実施要項

1. ボランティア体験とは

このプログラムは、県内の高校生以上の方に、福祉施設での「ボランティア活動」を体験していただくものです。県内の受入れ施設の中からあなた自身が活動先を選んでください。高齢者や障がいのある方、子どもたちと話をしたり作業をしたりなど、いろいろな“体験”があなたの参加を待っています。

2. 主 催

鳥取県社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会

3. 推進協力

各受入れ社会福祉施設

4. 後 援

鳥取県 鳥取県教育委員会 鳥取県高等学校長協会 鳥取県高等学校家庭クラブ連盟
鳥取県老人保健施設協会 鳥取県身体障害者福祉施設協議会 鳥取県老人福祉施設協議会
鳥取県子ども家庭育み協会 鳥取県児童福祉入所施設協議会 鳥取県知的障害者福祉協会

5. 活動期間

短期受入れ型

7月24日(月)～8月31日(木)の期間に3～4日間連続して活動。
原則として、午前9時から午後4時まで。

継続受入れ型

9月1日(金)～12月28日(木)の期間に曜日毎に継続して活動。
活動時間は受入れ施設によって異なります。

6. 活動先施設

県内の社会福祉施設等

7. 対 象

原則として、県内在住の高校生以上の方。

8. 活動内容

受入れ施設で、高齢者や障がいのある方、子どもたちと話をしたり、作業をしたりします。
自宅から通いで施設の日課に従って活動を行います。

9. 参加費

無料

*なお、活動のための交通費および食事代は、原則として参加者負担です。

10. 参加申し込み

- (1) 受入れ施設一覧表の中から、希望の施設を選んでください。
- (2) 高校生は、保護者了解の上、申し込んでください。
- (3) 申し込みにあたっては、別紙参加申込書により、氏名、年齢、住所、希望活動先施設、活動希望日、ボランティア活動保険加入の有無、この体験事業に期待すること、自己PR等を明記のうえ、地元の市町村社会福祉協議会を通じて、本会事務局へ申し込んでください。

【活動希望日について】

短期受入れ型

- ・受入期間が1週間以上ある施設は、活動できる3～4日を記入してください。

継続受入れ型

- ・具体的な受入期間が設定されていない場合は、活動できる期間・曜日を記入してください。

- (4) 施設の受入れ人数の関係で第1希望の活動先を紹介できないこともありますので、活動先は第3希望まで記入してください。

なお、第1希望で保育所を選んだ場合は、第2・第3希望は保育所以外の施設を選んでください。

- (5) 参加申し込みの締め切りは5月19日(金)とします。

- (6) 参加申込書に記載された個人情報、本事業の運営管理の目的のみに使用し、他の目的で使用することはありません。ただし、本事業を円滑に実施するため、参加申込書の写しを活動先施設へ送付いたしますので予め御了解ください。

1 1. 決定通知

活動先を調整した後、決定通知をお送りします。

- (1) 活動先については、第1希望を優先して調整しますが、受入れ人数の関係で第1希望の活動先を紹介できないこともあります。その場合、第2～第3希望によって調整させていただきますので御了承ください。

- (2) 決定通知は、6月15日頃に本人および所属学校など関係者に通知します。

1 2. 事前研修会

*活動決定者は全員参加してください。

※都合の良い日を1日選んでください。

- (1) 日 時 7月1日(土)・7月8日(土) 午後2時～4時

- (2) 会 場 【東部】 [7/1] さざんか会館 (鳥取市富安 104-2)

[7/8] ふれあい会館 (鳥取市扇町 21)

【中部】 [7/1] 倉吉駅パル (倉吉市上井 195)

[7/8] 倉吉駅パル (倉吉市上井 195)

【西部】 [7/1] ふれあいの里 (米子市錦町 1-139-3)

[7/8] ふれあいの里 (米子市錦町 1-139-3)

- (3) 内 容

活動先施設の概要や活動内容の説明、活動中の注意事項や楽しく活動できる秘訣など実際の活動にむけてオリエンテーションを行います。

1 3. その他

- (1) 安心して活動していただくため、本会でボランティア活動保険に加入します。

- (2) 活動後にアンケートの提出をお願いします。

1 4. 事務局

鳥取県社会福祉協議会 福祉振興部 (担当: 鹿田、中島)

〒689-0201 鳥取市伏野 1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター内

TEL 0857-59-6344 FAX 0857-59-6340

E-mail アドレス vc@tottori-wel.or.jp

福祉施設名	説明
特別養護老人ホーム (特養)	寝たきり状態など重度の介護を必要とする要介護者が、少ない費用負担で長期入所できる施設。 社会福祉法人や地方自治体などにより運営される公的な介護施設。
介護老人保健施設 (老健)	介護を必要とする高齢者の自立を支援し、家庭への復帰を目指すために医師による医学的管理の下、看護、介護、リハビリ、栄養管理、食事、入浴を提供する施設。
デイサービス (通所介護)	日帰りで短時間介護を利用する施設。 送迎、食事、入浴、レクリエーションをすることで、閉じこもり防止、孤独の解消等を図る。
グループホーム	認知症の症状を持ち、病氣や障がいなどで生活に困難を抱えた高齢者が、専門スタッフの援助を受けながら5人～9人で共同生活する施設。
軽費老人ホーム	比較的少ない費用負担で利用でき、主に自立あるいは要支援の高齢者を受け入れ。 見守りと食事の提供を行うA型と、見守りのみのB型がある。
小規模多機能型居宅介護	デイサービスを中心に訪問介護やショートステイを組み合わせ在宅での生活を支援するもの。 1日当たりの利用者は15人以下、泊りは5～9名以上限。
通所リハビリテーション	要介護認定を受けている人が、老健、病院、診療所で自立などを目的に必要なリハビリを受ける。
多機能型事業所	障がい児通所支援(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)及び障がい福祉サービス事業のうち、2以上の事業を一体的に行う事業。
就労継続支援事業	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労の機会を提供し、その知識及び能力の向上に必要な訓練を行う事業。 雇用契約を結び利用するA型と、雇用契約を結ばないで利用するB型がある。